

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年6月 19 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500001 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2500002 号

第 1 結論

平成 6 年 4 月及び同年 5 月の請求期間、同年 12 月から平成 7 年 3 月までの請求期間並びに平成 8 年 5 月から同年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 6 年 4 月及び同年 5 月
② 平成 6 年 12 月から平成 7 年 3 月まで
③ 平成 8 年 5 月から同年 8 月まで

請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）について、私は、A 市又は B 社会保険事務所において、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続を行ってきたが、未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行った旨を主張している。

しかしながら、請求期間当時に国民年金保険料の免除申請をするためには、事前に国民年金の加入手続を行い、国民年金の記録を管理するための国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があったところ、請求期間当時に請求者に払い出されていた年金手帳記号番号は、昭和 57 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険の記号番号だけであり、国民年金手帳記号番号については、オンライン記録により複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対し払い出された形跡は見当たらない。このことからすれば、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料の免除申請を行うことはできない。

また、請求期間は 3 期間あり、請求期間の国民年金保険料が免除されるためには、A 市及び B 社会保険事務所において 3 回の免除申請に係る事務処理が行われることとなるが、これらの事務処理の全てが記録されなかったとは考え難い。

さらに、国民年金保険料の免除申請が行われた場合は、当該申請に対する承認又は

却下の決定が行われ、免除申請者にその決定内容に係る通知書が送付されるところ、請求者は、「通知がきたか否か記憶がない。自宅を探したら平成18年9月から全額免除の記録となっている期間についての承認の通知書はあったが、請求期間のものはなかった。」と陳述している。

なお、国民年金の被保険者が国民年金保険料の免除申請を行う場合には、国民年金保険料免除申請書の提出が必要となるところ、請求者の請求期間に係る国民年金の加入及び国民年金保険料の免除に関する資料について、A市は、保管していない旨を回答し、また、日本年金機構は、保管期限経過のため廃棄済みである旨を回答している。

このほか、請求者が請求期間に国民年金に加入し国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。